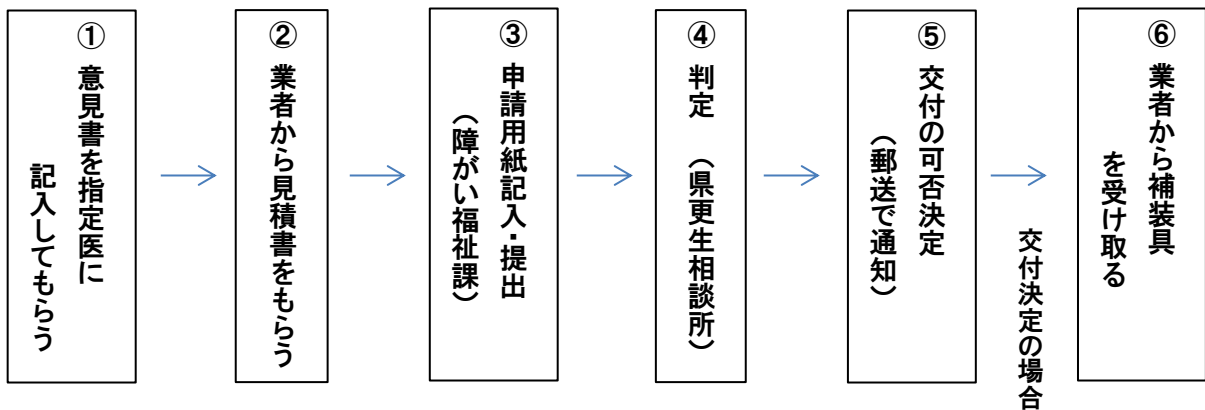


補装具給付に必要な書類

《新しく交付を受ける場合に必要なもの》

- 1. 身体障害者手帳
- 2. 意見書・処方箋
 - ※ 補装具の種類によっては、意見書を省略する場合があります。
 - ※ 意見書（診断書）は、指定医師による意見書に限ります。
 - ※ 意見書（診断書）の 有効期限は3ヶ月 です。
- 3. 見積書
 - ※ 補装具を取り扱う業者からもらって下さい。
- 4. 印かん（認印可）
- 5. マイナンバー（個人番号）通知カード

《申請から交付までの流れ》



※ 所得や課税の状況によっては、費用の一部負担があります。

【申請にあたっての注意事項】

- ・同じ補装具を再度申請する場合は、原則として耐用年数を過ぎてからとなります。ただし、耐用年数を過ぎたからといって、必ずしも再交付が認められるわけではありません。使用状況、使用頻度等により判定されます。
- ・介護保険対象者においては、介護保険による福祉用具の貸与（車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助杖）が優先されます。ただし、身体状況に応じて、オーダーメイド等により個別に制作する必要があると判断される場合においては補装具を申請することができます。

[問 い 合 わ せ]

石垣市福祉事務所

障がい福祉課 障がい福祉係

☎ (0980) 8 2 - 9 9 4 7 (内線 2 7 8)